

特定生産緑地制度に関する説明会のお知らせ

生産緑地の所有者等
関係者の方へ

枚方市
都市整備部 都市計画課長
産業文化部 農業振興課長

平素は、本市まちづくり行政及び農業振興施策にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
平成 29 年 6 月に生産緑地法が改正され、新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。本制度は、生産緑地地区に指定した日から 30 年が経過する日までに、所有者等の同意を得て、市が特定生産緑地に指定することができるものです。

本市には特定生産緑地の指定期日が近づいている地区（平成 4 年に指定した生産緑地地区）があることから、関係者の方は指定を行うかどうか判断する必要があります。

こうしたことから、下記のとおり本制度の内容や手続き等について説明会を開催しますのでお知らせいたします。また、説明会については本市ホームページ及び広報ひらかた 3 月号に掲載いたしますので、あわせてご確認願います。

なお、このお知らせは本市が把握している関係者の皆様方に送付していますが、他に関係者の方がおられる場合は、お手数ですが、本説明会のご案内に関しましてお伝えいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 説明会の日時・場所

全日とも説明内容は同じです。お近くの会場またはご都合の良い日時にご参加ください。

- | | | | |
|----------------------|-----------|--------------|------------|
| ①平成 31 年 3 月 11 日（月） | 午後 7 時から | 楠葉生涯学習市民センター | 2 階大集会室 |
| ②平成 31 年 3 月 13 日（水） | 午後 7 時から | 津田生涯学習市民センター | 4 階ホール |
| ③平成 31 年 3 月 15 日（金） | 午後 7 時から | 南部生涯学習市民センター | 2 階イベントホール |
| ④平成 31 年 3 月 17 日（日） | 午前 11 時から | メセナひらかた会館 | 6 階大会議室 |

- ・会場の周辺地図は裏面をご参照ください。
- ・ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

2. 説明会の内容（1 時間程度を予定）

- ・生産緑地について
- ・特定生産緑地について
- ・質疑応答 など

3. 特定生産緑地制度の概要

裏面をご参照ください。

【問い合わせ先】

枚方市 都市整備部 都市計画課

TEL : 072-841-1414（直通）

FAX : 072-841-4607

Email : tosikeikaku@city.hirakata.osaka.jp

◆説明会会場

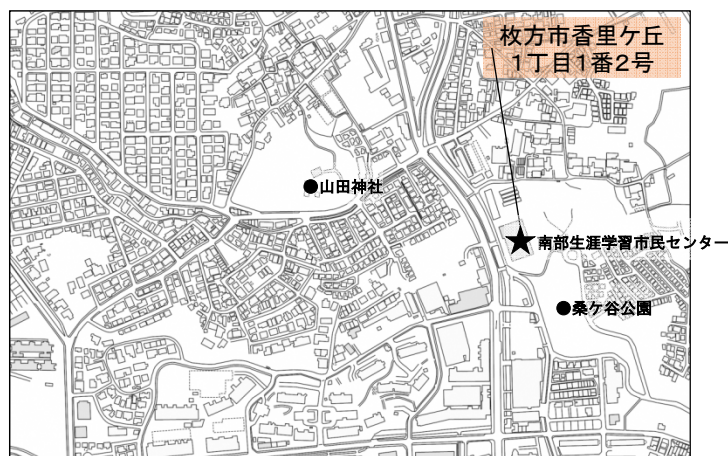
① 平成 31 年 3 月 11 日 (月) 午後 7 時から
 楠葉生涯学習市民センター 2 階大集会室



② 平成 31 年 3 月 13 日 (水) 午後 7 時から
 津田生涯学習市民センター 4 階ホール



③ 平成 31 年 3 月 15 日 (金) 午後 7 時から
 南部生涯学習市民センター 2 階イベントホール



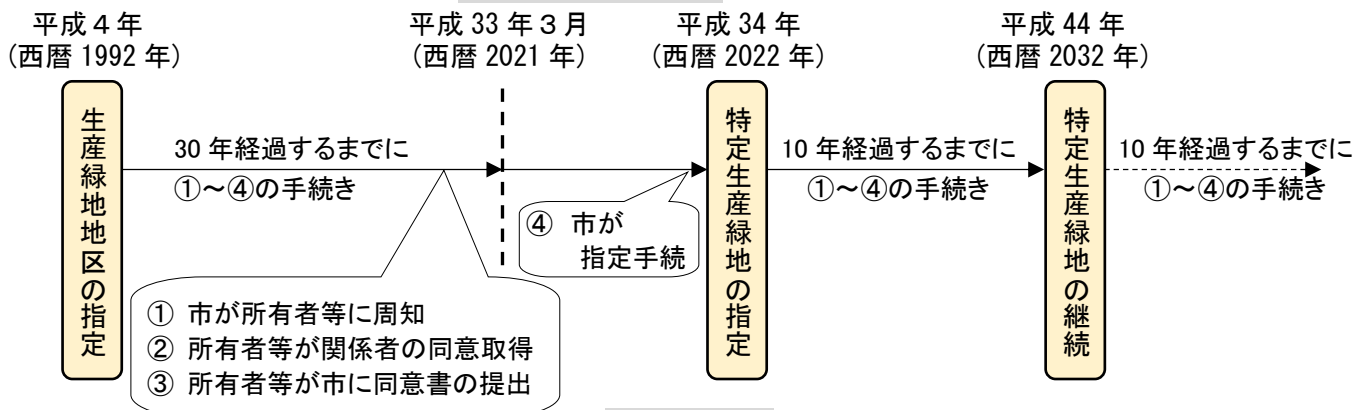
④ 平成 31 年 3 月 17 日 (日) 午前 11 時から
 メセナひらかた会館 6 階大会議室



◆特定生産緑地制度の概要

特定生産緑地に 指定する 場合	特定生産緑地に 指定しない 場合
<ul style="list-style-type: none"> ・10年毎に特定生産緑地の継続の可否を選択できます。 ・建築物等の建築や土地の造成などが制限されます。 ・相続税等の納税猶予の特例を受けられます。 ・固定資産税は引き続き農地評価・農地課税です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の指定から30年経過後は、特定生産緑地に指定できません。 ・市に対し、いつでも買取申出ができます。 ・新たに相続税等の納税猶予の特例を受けられません。 ・固定資産税が段階的に宅地並み評価・宅地並み課税になります。

【特定生産緑地指定の流れ】(※平成4年指定の場合)



※平成 5 年以降に生産緑地地区に指定した農地等については、生産緑地地区の指定から 30 年が経過する日の前年度を目途に、市から所有者等へご案内する予定です。